

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年8月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100347号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100065号

第1 結論

請求者のA社における平成29年8月4日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成29年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月4日

A社から支給された平成29年8月4日の賞与記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る月別給与一覧表、平成29年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、出金伝票及び元帳により、請求者は、請求期間に同社から60万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(60万円)に基づく厚生年金保険料(5万4,546円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月4日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月4日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100221号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100064号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月31日から平成24年1月1日まで
② 平成23年12月31日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の加入記録がない。また、請求期間②に賞与が支給されたものの、標準賞与額の記録がない。支給明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された平成24年1月分給与の支給明細書により、当該給与から請求期間①に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、請求者の離職年月日は平成23年12月30日であることが確認できる上、請求者から提出された、A社の後に勤務した事業所が発行した平成24年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄には、A社の退職年月日について、平成23年12月30日退職と記載されていることが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の備考欄には、請求者の退職年月日について、平成23年12月30日と記載されており、同欄には「1/5・TEL確」の記載も認められるところ、当該年金事務所は、備考欄の退職年月日が未記入である時は、事業所に電話で確認していたため、その結果を記入したものである旨回答していることから、当該年金事務所においては、平成24年1月5日に同社に電話し、請求者の退職年月日が平成23年12月30日であることを確認したものと認められる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者から提出された平成 24 年 1 月分賞与の支給明細書によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳によると、上記賞与は平成 24 年 1 月 5 日に同年 1 月分給与と合算して振り込まれていることから、当該賞与は、請求者が A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に支払われたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。